令 和 ８ 年 第 １ １ 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和８年１１月１９日

午前１０時

箕面市役所本館３階委員会室

箕　面　市　教　育　委　員　会

令和８年第１１回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第　１		会議録署名委員の指定
第　２		令和８年第１０回箕面市教育委員会会議録の承認
第　３		教育長報告
第　４	議案第８９号	箕面市教育情報セキュリティポリシー策定の件
第　５	議案第９０号	箕面市待機児童保育室設置条例制定の件
第　６	議案第９１号	賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件
第　７	議案第９２号	箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱改正の件
第　８	報告第９７号	令和８年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
第　９	議案第９３号	箕面市教育委員会の所管に係る令和８年度箕面市一般会計補正予算（第５号）の件
第１０	報告第９８号	箕面市教育委員会人事発令の件
第１１	報告第９９号	生徒指導の件

教 育 長 報 告

教育委員会活動報告

１　教育委員会委員

月	日	曜日	所管行事	場所	概要
10	29	木	教育委員会協議 令和8年第10回教育委員会定例会	本館3階委員会室	
10	30	金	認定こども園移行予定施設の視察	とよかわみなみ幼稚園 東保育所	
10	31	土	運動会	各小学校	
11	2	月	ＡＩ英語学習教材を活用した英語授業視察	第一中学校	
11	8	日	令和8年度箕面市戦没者追悼式	メイプルホール	
11	10	火	教育委員会協議	オンライン	
11	12	木	令和8年度第1回総合教育会議	本館3階委員会室	
11	13	金	令和8年度近畿市町村教育委員会研修大会	オンライン	

２　教育長

項目	内容
教育行政の課題等	○ 大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会　第65回中央研究発表大会 日時　令和8年11月6日(金)　午後1時30分～4時50分 場所　箕面市立第三中学校 内容　・主題「一人ひとりを大切にする生徒指導」 ・講演「問題行動の背景と声がけについて」 ○ 地方教育行政の充実に関する説明会(アーカイブ受講) 日時　令和8年11月11日(水)　午後2時～午後3時(オンライン開催) 内容　(1)「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた手引きVol.2.0のポイント (2)教育委員会の機能強化・活性化に向けた取組事例等の解説 ○ 第21回小中一貫教育全国サミット in 京都 (1)公開授業・研究協議・講演等 日時　令和8年11月13日(金)　午前9時50分～午後4時40分 場所　京都市伏見区 東山泉小中学校 (2)小中一貫教育全国連絡協議会総会・レセプション 日時　令和8年11月13日(金)　午後6時15分～8時45分 場所　からすま京都ホテル

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所管行事	場所	概要	
10	31	土	運動会	各小学校		
11	4	水	園長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・行事等について	4名
			所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・職員研修会について	4名
			園所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・職員研修会について ・行事について ・安全面の共有について	8名
11	6	金	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(全件ケース)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	28人
11	7	土	子育て支援員研修(週末コース)	総合保健福祉センター大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修（全6回（講義）の1回目）	25人

11	9	月	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会（全件ケース）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	34人
11	10	火	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会（全件ケース）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	27人
11	11	水	校長経営会議	Zoom	教育情報セキュリティポリシーについて　ほか	
11	14	土	子育て支援員研修（週末コース）	総合保健福祉センター大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修（全6回（講義）の2回目）	25人

議案第８９号

箕面市教育情報セキュリティポリシー策定の件

箕面市教育情報セキュリティポリシーを下記のとおり策定する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添１のとおり

（提案理由）
文部科学省策定「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和７年３月）」及び箕面市の情報セキュリティポリシーとの整合を図り、箕面市教育委員会及び箕面市立学校における情報セキュリティ対策の基本的な事項を定める必要があるため、箕面市教育情報セキュリティポリシーの策定を提案するものである。

議案第９０号

箕面市待機児童保育室設置条例制定の件

箕面市待機児童保育室設置条例の制定について下記のとおり箕面市長に要請する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市待機児童保育室を設置するため、箕面市待機児童保育室設置条例の制定を箕面市長に要請するものである。

箕面市長に提案を要請する議案

第　　号議案

箕面市待機児童保育室設置条例制定の件

箕面市待機児童保育室設置条例を次のように定める。

令和　　年　　月　　日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市待機児童保育室設置条例

（設置）

第一条　保育所等への入所を待機している児童に対し、保育所等に入所するまでの一時的な保護としての保育を行うため、箕面市待機児童保育室（以下「保育室」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第二条　保育室の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
箕面市待機児童保育室	箕面市萱野五丁目七番一号	二〇人

（保育の対象児童）

第三条　保育室における保育の対象となる児童は、箕面市教育委員会規則で定める。

（利用料）

第四条　保育室において保育を受けた児童の保護者は、箕面市立幼保連携型認定こども園条例（令和三年箕面市条例第三十二号）第六条第二項の規定により算定した場合の保育料に相当する額の範囲内において箕面市教育委員会規則に定める額の利用料を納付しなければならない。

（委任）

第五条　この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　保育室の利用に係る必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

箕面市待機児童保育室を設置するため、本条例を制定するものである。

議案第９１号

賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件

賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱を下記のとおり制定する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市内で民間保育所を整備する民間事業者に対し、国の補助制度を活用して補助金を交付するため、本要綱の制定を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第　　号

子ども未来部長

賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花　印

賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　賃貸物件による民間保育所の整備に要する費用に対して、予算の定めるところにより交付する補助金（以下「補助金」という。）については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和五十八年箕面市条例第二十五号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和五十八年箕面市規則第十号。以下「助成規則」という。）及び箕面市教育委員会所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱（平成二十年箕面市教育委員会訓令第十七号）の規定によりその例によることとされる箕面市福祉部所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱（平成十八年箕面市訓令第三十号。以下「助成要綱」という。）並びに箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条　この要綱において「民間保育所」とは、民間保育事業者（以下「事業者」という。）が市内に設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

（補助対象事業）

第三条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和五年十月十二日付けこ成事第五二〇号こども家庭庁長官通知。以下「国交付要綱」という。）に規定する保育所等改修費等支援事業で、事業者が設置する賃貸物件による民間保育所の整備とする。

2　補助対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものでなければならない。

一　施設及び設備の整備並びに施設の運営が、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）、箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）、保育所の設置認可等について（平成十二年三月三十日付け児発第二九五号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。

二　補助対象事業の実施に必要な財源の確保が確実であり、かつ、事業の効果が市の待機児童対策に十分寄与できるものであること。

三　認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和五年四月十九日付けこ成保第一五号こども家庭庁成育局長通知）の別添一に規定する保育所等改修費等支援事業実施要綱に適合すること。

四　その他箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める要件を満たしていること。

（補助対象経費）

第四条　補助金の対象となる経費は、国交付要綱に定める対象経費のうち、教育長が認める経費とする。

（補助金の額等）

第五条　補助金の額は、国交付要綱に規定する補助基準額に四分の三を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て

た額）を限度に、予算の範囲内において教育長が必要と認める額とする。

（交付申請）

第六条　補助金の交付を受けようとする事業者は、助成規則第三条に規定する社会福祉法人助成申請書又は補助金規則第四条に規定する箕面市補助金交付申請書に関係図面、賃貸借契約書の写しその他教育長が必要と認める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（着工届）

第七条　補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助対象事業（改修費等補助の交付を受けようとする場合に限る。）に着手した日から七日以内に着工届（別記様式）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第八条　事業者は、補助対象事業が完了した日から三十日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の四月五日のいずれか早い日までに、助成要綱第十条第一項に規定する助成事業実績報告書又は補助金規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（交付請求）

第九条　事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、教育長が指定する期日までに、所定の請求書を提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第十条　教育長は、事業者が助成規則及び助成要綱並びに補助金規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

一　偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又

は受けようとしたとき。

二　補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

三　この要綱に違反したとき。

2　教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又はその内容を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金を返還させなければならない。

（委任）

第十一条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

（施行期日等）

1　この要綱は、訓令の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第六条の規定により交付申請のあった補助金の交付等については、同日後もなおその効力を有する

別記様式（第７条関係）

年　　月　　日

着　工　届

（宛先）箕面市教育委員会教育長

所　在　地
法　人　名
代表者氏名

年　　月　　日付け　　第　　号をもって補助金の交付の決定通知のありました賃貸物件による民間保育所整備費補助金に係る補助対象事業に着工しましたので、賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　施設の名称

２　施設の所在地

３　総事業費（改修費等補助）

４　事業（改修）着工年月日

５　事業（改修）完了予定年月日

６　請負業者の所在地・名称

議案第９２号

箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱改正の件

箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
大阪府不育症検査費用助成事業の対象となる検査項目が追加されたことに伴い、様式の一部を修正するため、箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第３７号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第　　号

子ども未来部長

箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花　印

様式第二号を次のように改める。

様式第２号（第５条関係）

箕面市不妊・不育治療費等助成金にかかる診療証明書

年　　月　　日

医療機関　所在地　：
名称　：
電話番号　：
主治医氏名　：　印
（氏名欄は、主治医による自署または記名押印）

当医療機関で、　　年度中に実施した不妊・不育治療等について、下記のとおり証明します。

受診者氏名			生年月日	年　月　日
主な治療内容	不妊症	□ 検査（検査名　）		
		□ タイミング療法（不妊相談）　□ 排卵誘発法		
		□ 人工授精　□ 体外受精　□ 顕微授精		
		□ 手術療法（方法：　）		
		□ その他（　）		
	不育症	□ 検査（検査名　）		
		□ 薬物療法（内服・注射）		
		□ 手術療法（方法：　）		
		□ その他（　）		
院外処方		□ なし　□ あり（　月分）		

本人負担額	保険診療分（A）	保険診療外（B）	助成対象外（C）
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
計	円	円	円

助成対象外（C）の経費
- 入院時の食事料
- 室料差額
- 文書料
- その他の治療行為に相当しない費用
- 大阪府が助成する不妊・不育治療等の費用

保険診療分（A）＋保険診療外（B）－助成対象外（C）	円
特記事項	

【助成対象外(C)の備考欄】大阪府が助成する不妊・不育治療等の費用

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の様式第二号については、当分の間、改正後の様式第二号に代えて使用することができる。

報告第９７号

令和８年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件

令和８年度箕面子どもステップアップ調査結果を下記のとおり報告する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添２のとおり

（提案理由）
令和８年４月から６月の間に実施した箕面子どもステップアップ調査（全国・学力・学習状況調査、大阪府すくすくウォッチ及び箕面体力・運動能力、運動習慣等調査）の結果について報告するものである。

議案第９３号

箕面市教育委員会の所管に係る令和８年度箕面市一般会計補正予算（第５号）の件

箕面市教育委員会の所管に係る令和８年度箕面市一般会計補正予算（第５号）の件について下記のとおり箕面市長に要請する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市教育委員会の所管に係る各事務事業経費について見直した結果、補正予算を編成する必要が生じたため、箕面市長に要請するものである。

■令和８年度箕面市一般会計補正予算（第５号）

歳入

単位：千円

担当課	細節	補正額	内訳	
学校企画管理課	子ども・子育て支援交付金	3,150	国庫交付金	2,100
			府交付金	1,050
こども園推進課	就学前教育・保育施設整備交付金	3,151	国庫交付金	3,151
	認定こども園整備事業債	3,200	市債	3,200
保育幼稚園利用課	教育・保育給付施設等運営費補助金返還金	295	雑入	295
	過年度収入	18,834		18,834
歳入合計		28,630		

歳出

単位：千円

担当課	事業名	補正額	内訳	
学校企画管理課	中学校施設維持管理事業	4,183	需用費	4,183
	国庫交付金等返還事業	18,646	償還金利子及び割引料	18,646
子育て支援課	国庫負担金等返還事業	6,431	償還金利子及び割引料	6,431
こども園推進課	認定こども園整備事業	8,827	工事請負費	8,827
保育幼稚園利用課	待機児童保育室準備事業	1,140	需用費	181
			備品購入費	959
	国庫負担金等返還事業	129,537	償還金利子及び割引料	129,537
子どもすこやか課	産後ケア事業	4,200	委託料	4,200
歳出合計		172,964		

債務負担行為補正

単位：千円

担当課	事業名	期間	限度額	
			補正前	補正後
保育幼稚園利用課	待機児童保育室運営事業	令和８年度から令和９年度	－	33,506

地方債補正

単位：千円

担当課	事業名	限度額	
		補正前	補正後
こども園推進課	認定こども園整備事業	－	3,200

報告第９８号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添３のとおり

（提案理由）
箕面市教育委員会において令和８年１１月１日付け及び同月１２日付けで行った人事発令について報告するものである。

報告第９９号

生徒指導の件

生徒指導の件について下記のとおり報告する。

令和８年（２０２６年）１１月１９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添４のとおり

（提案理由）
生徒指導について、国の指針に基づき令和８年１０月２６日付け及び同年１１月１２日付けで箕面市長に対する報告を行ったので、報告するものである。